

日本茶AWARD 2024 日本茶飲料部門審査規程

1. 日本茶AWARD 2024 日本茶飲料部門の審査は、この規程により行う。
2. 審査は本品評会の趣旨、目的に照らし、消費者の求める「おいしいお茶」に重点を置き実施する。
3. 日本茶AWARD 日本茶飲料部門審査法は、官能審査法とする。
4. 審査は集合審査で行い、個人の採点を集計する。
5. 審査においては、必要に応じて再審査を行うことができる。
6. 出品者は審査の決定に対して異議を申し立てることができない。
7. 本規程のほか、審査に必要な事項は、審査委員会で決定する。
8. 出品資格、出品飲料茶、審査見本茶
 - ア、日本茶飲料の製造者及び販売者。1 出品者 2 点まで
 - イ、出品茶は、原材料が国産茶（日本で栽培製造されているカメリアシネンシスを原料とした茶）であり、茶（日本で栽培製造されたカメリアシネンシス 100%）、ビタミンC（アスコルビン酸）等の防腐剤にあたるもの以外の使用がないもの。粉末茶や抹茶の使用は可。玄米や乳類、糖類、香料、果物・ハーブ類等の茶以外の混入やスパークリングティー、濃縮茶は不可
 - ウ、出品茶は日本国内で販売中、又は 2024 年 12 月までに日本国内での販売が決定して、申請時に表示等提示することができる日本茶飲料
 - エ、商品はペットボトル・アルミ缶・紙パック・ボトルなど市販状態の容器
 - オ、出品茶は常温保存できるもの
 - カ、出品茶は 1 本あたり希望小売価格 1, 500 円以下（税別）の商品
 - キ、審査見本茶は、賞味期限が 2024 年 9 月以降のもの
一次審査を通過した二次審査用審査見本茶は 2024 年 12 月以降のもの
9. 出品部門と審査要点
 - 出品部門 ⑮日本茶飲料部門
 - 審査要点 茶を手軽に飲め、今後、茶の可能性を広げて日本茶ファンの拡大を期待できるおいしい茶飲料
10. 審査方法
 - (1) 審査見本茶
 - ア、審査時、審査見本茶には管理番号をつけ、審査番号は第三者が決定し、審査終了まで厳重に保管する
 - イ、審査見本茶は常温で管理する
 - (2) 一次審査
 - ア、日本茶飲料部門に出品された茶を審査する。審査員はカップに注がれた茶を飲み審査する
 - イ、常温で審査を行う
 - (3) 二次審査
 - ア、一次審査で通過した茶（10 点程度）を審査員（一般消費者）は、カップに注がれた茶を飲み審査し、飲んでおいしいお茶 1 点を選ぶ
 - イ、常温で審査を行う